

2 動物愛護等啓発事業

(1) 動物の譲渡事業

「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨及び動物愛護の基本理念を踏まえ、生命尊重及びモラルの向上を図り、県民に適正飼養及び動物愛護精神を普及させることを目的として、センターに収容した動物を新たな飼い主に譲渡している。

譲渡を受けるに際しては、『飼い方講習会』の受講を必須としている。なお、平成21年度から県立保健所においても『出張飼い方講習会』を実施している。(御坊保健所(6,11月)、田辺保健所(5,11月)、新宮保健所(9,10,2月))

①講習会実施状況(開催数及び受講者数)

単位：回・組・人

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	
開催回数	2	4	4	3	3	4	3	5	3	3	4	3	41	
受講者	組	8	22	17	10	11	14	18	26	10	16	29	17	198
	人	21	49	32	20	17	23	33	42	23	33	44	30	367

②譲渡実績

単位：頭・匹

動物	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
犬	成	1	1	2	0	2	1	3	1	0	1	0	0	12
	幼	0	0	3	2	0	3	3	1	1	0	9	2	21
	計	1	1	5	2	2	4	6	2	1	1	9	2	36
猫	成	0	1	0	1	0	0	1	1	1	4	0	1	10
	幼	0	0	3	3	2	4	5	10	7	7	1	2	44
	計	0	1	3	4	2	4	6	11	8	11	1	3	54

*「幼」とは収容時に生後90日齢以下であったもの(推定含む)

*譲渡時に91日齢以上の犬(推定含む)については、センターが狂犬病予防注射を実施し、その費用として「和歌山県使用料及び手数料条例」で定める金額を徴収した。

③譲渡ボランティア及びミルクボランティア

・譲渡ボランティア

センターに収容された犬又は猫譲り受け、新たな飼い主を非営利目的で探す活動を行うボランティアの登録制度を平成28年6月から開始しました。

登録者数(※)	8人
譲渡頭数	成犬 0頭 仔犬 2頭 成猫 5匹 仔猫 6匹
譲渡ボランティアから新たな飼い主に再譲渡された頭数	上記全てが再譲渡されました

※登録者のうち4人は、ミルクボランティアとしても登録しています。

・ミルクボランティア

センターに収容された自力で摂食できない授乳期の犬又は猫を譲渡できるようにするために、一時的に預かり授乳期が終わるまで育成することに協力していただくボランティアの登録制度を平成28年6月から開始しました。

登録者数 (※)	21人
一時預かり頭数	仔犬 0頭 仔猫 12匹
一時預かりされた動物のうちセンターから譲渡した頭数	仔猫 10匹

※登録者のうち4人は、譲渡ボランティアとしても登録しています。

(2) 犬のしつけ方教室

センターから犬の譲渡を受けた方を対象とした犬のしつけ方教室をセンターにおいて実施している。

実施実績

	第1回しつけ方教室	第2回しつけ方教室
実施回数	20回	3回
参加組数	30組	3組